

## 社会規範論の類型論

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2015-05-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田島, 慶吾 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008514">https://doi.org/10.14945/00008514</a>

## 論 説

## 社会規範論の類型論

田 島 慶 吾

## I. 問題の所在—社会規範論の類型論

経済学における社会規範（Social Norm）の研究はゲーム理論の導入により飛躍的な進展を遂げてきたが、他方でゲーム理論的社会規範論への批判も多く見られる。ゲーム理論的社会規範論の理論枠組みが行為の動機（義務）を本質とする倫理的な規範論を把握し損なっているという批判である。この批判は倫理学者ばかりでなく、経済学者の間でも広がりつつある。その最も重要な批判はゲーム理論的社会規範論における社会規範とは、プレイヤーによって「共有された戦略」に過ぎず、戦略的な考察を離れた、義務としての社会規範とは異なる、つまり、ゲーム理論的社会規範は日常的な意味における社会規範の持つ意味とは異なったものではないかという懸念である。

ゲーム理論的社会規範論は社会規範の本質を把握し損なっているという批判は例えば、Ostrom (2005) である。Ostromは集合行為による社会的ジレンマの解決として、共有された戦略（shared strategies）と規範（norm）を区別した。「共有された戦略」とは、「状況Yにおいて、選択肢AとBとの間でAの選択を行うのは、それが利得を増すからである」との「共通の理解」に基づいて同じ戦略を採ることである。他方、規範とは、「状況Yにおいて、選択肢AとBとの間でAの選択を行うのは、それが『適切』『義務』であるからである」との理解に基づき行為を行うことである（Ostrom, 2005, pp.155-65）。このような把握にたてば、ゲーム理論的社会規範は共有された戦略でしかなく、それは我々が日常的に思い浮かべる規範とはかなり異なったものとなる。経済学では従来、理論と現実の乖離が問題となったが、それが社会規範論の研究領域でも繰り返されているのではないかと、という危惧が生じる所以である。

一般に、社会規範という言葉から連想される意味内容は、「結果への顧慮を離れた、行為そのものの良し悪しを判断する基準」、つまり、利己的な行為を抑制する義務というものであろう。行為の結果いかに拘わらず、ある状況下で当為、義務として行われるべきであるとするのが義務論である。

規範とは、ある種の社会的状況で集団内の成員に対する行為選択の一定の指示、要するに「～

するべし」という当為命題が社会規範であるというこの義務論は日常的な社会規範の観念、意味内容に近い。しかしながら、ゲーム理論的社会規範論における社会規範論はこの最も日常的な定義とはかなり異なったものである。ゲーム理論的社会規範論では、社会規範とは最も単純に言えば、行為の規則性である（もっとも、このように「単純」に定義できないことが問題である）。

社会規範論の難しさはゲーム理論的社会規範論の内部においても、どのような社会的状況で社会規範が生まれるのか（規範の社会的需要の問題）、慣習と規範とは異なるのか、また異なるとしたら、その差異はどこにあるのか、社会規範の維持にサンクションは必要か否か、行為の規則性の性格、等に関して諸議論があることである。ある論者は慣習と規範とを区別する必要を認めず、他の論者はサンクションの必要の有無が慣習から規範を分けるとする。このような複雑な問題性に更に、上記の義務論的社会規範論が加わるとしたら、その複雑さはもはや想像に難くない。

しかしながら、「～するべきである、～してはならない」という義務の観念を考察の対象にすることは社会規範論の研究においては必須であり、この考察を抜きにした研究は社会規範論としては大きな欠陥があると言わざるを得ない、というのが本稿の立場である。結局のところ、規範とは人に「～するべきである」と命じるものであるからである。結局この相違は、社会規範を、戦略的観点から離れた行為の選択そのもの、つまり行為の結果ではなく、行為そのものの正しさの観点から行為選択を行うための基準とするか、規範とは共有された戦略であり、行為の結果が行為の正しさを保証するとする立場の違いに帰着する。社会規範論の分類において、最も示唆に富むのは、Arrowの次の言葉であろう。「選択は行為に関わり、選好は行為の結果に関わる」(Arrow, 1996, xiii)。

本稿の目的はさし当たりささやかなものである。本稿は上記のゲーム理論的社会規範論ばかりでなく、経済学における社会規範論について幾つかの分類枠を用いて類型論的把握を試みる。この類型論は、社会規範とは何かに関して、今後の研究プログラムの指針となる。このような類型論は社会規範論の一層の展開にとって、従来の社会規範論の問題性を明らかにすると共に、解決の方向性をも示すことができるという点で意義があろう。本稿はこの目的のために、様々な種類の社会規範論の批判は可能な限り抑えたものとなっている。

## II. 社会規範の概念

社会規範の最も一般的な定義は、「社会規範とは社会の成員によって一般的に遵守される振る舞い (conduct) または行為に対する指示された手引き (prescribed guide)」(Ullmann-Margalit, 1977, p.13) である。上記の定義は社会規範論の問題性が半ば隠された定義であるが、立論上、上記を

暫定的定義として用いる<sup>(1)</sup>。

## 1. 社会規範研究史における同意点

これまでの社会規範論研究史上において同意点は以下である (Voss, 2001)。

第一に、社会規範が必要とされる状況はある所与の集団において、反復的に生じる、特別な社会的状況である。社会的状況とは「行為者同士の、他の行為者の行為について相互の期待に依存して行為が行われる状態」(Harsanyi, 1977, p.10) であるが、全ての社会的状況で規範が必要となるのではなく、ある種の社会的状況「問題的社会的状況」(Raub and Voss, 1990, p.81) が反復される場合において、社会規範は必要となる。この社会的状況の「問題性」をここでは単純に行為の調整が必要な状態としておく。

第二に、社会規範はある集団(準拠集団)に属する他者の行為選択への期待の根拠を生む。社会的状況では一般に、問題的社会的状況ではなおさら、他者の行為選択に関して「期待の二重の依存関係」が生じる。つまり、自己(私)の行動選択が、他者(あなた)の行動選択の「予想」に依存し、他者(あなた)の行動選択は私の行動選択の「予想」に依存するという、期待の相補性である。期待の相補性が存在する場合、無限の溯源を回避するためには、私の「予想」とあなたの「予想」とを「一致」させる根拠「根拠(base)」=「あなたが～の行動を選ぶと私が信じる理由」<sup>(2)</sup>が必要であるが、この期待の根拠を、共有知としての合理性、「(a)各個人は合理的である。各個人は(a)を知っている。各個人は各個人が(a)を知っていることを知っている」に求めるのが合理的選択論に基づくゲーム理論の社会規範論の基本である。調整ゲームにおける複数の均衡の中から選択問題では、シェリングの「顕著な特徴(Salience)」論が有名であるが、慣習または社会規範がこの期待の根拠を示す。期待は単に他者の行動の予測である場合(「～するだろう」)には構成的期待<sup>(3)</sup>と呼ばれ、「～するべきだ」との意味が含まれる場合には規範的期待(normative expectation)と呼ばれる(Sugden, 1998, p.16)。

第三に、行為の規則とは何をすべきか、何ができるか、何をしてはいけないかを指示する行為選択の規則であるとすれば、法律がフォーマルな行為の指示であるのに対して、社会規範や慣習はインフォーマルな指示である(Hechter and Opp, 2001)。そして、この規則ないし指示は「共

<sup>(1)</sup> 社会規範には、流行(服装など)、はやり、などの「流行」以外に、食事のマナーや社会的習慣や伝統の「慣習」、信頼、協力、互酬性といった「好ましい」規範、縁故主義や排他性(部外者を排除する)などの「悪い」規範も含まれる。

<sup>(2)</sup> 相互行為における行為の「重心」または「焦点」である。パーソンズの「価値規範」、Lewisの「共有知」、Shellingの「フォーカル・ポイント」がこれにあたる。

<sup>(3)</sup> 構成的期待とは1. 行為選択肢の集合から選択Aを期待する。2. この選択が自分に妥当すると同様に、他者にも妥当すると期待する。3. 自分が、それが他者にも妥当すると期待しているのと同様に、「他者もそれがこちらに妥当すると期待している」と期待する。

有知]<sup>(4)</sup>である。

この規則ないし指示は、上述したように、その集団内での他者の行為選択への「期待」の根拠（base）である（Lewis (2002[1969]), p.56）。この規則形成と相互期待は循環構造を持っている。つまり、規則が期待のbaseであると同時に、相互の期待の一致が規則となるという循環構造である。この循環構造を「抜ける」には、相互の期待の一致のbaseを規則ではなく、何か他のもの、例えば、「感情の一致」といったものに求める方法があるが、本稿ではこの問題は取り扱わない。

第四に、社会規範は行為の規則性を生む。上記の期待に従い、複数の行為者の中で選択された行為は行為の規則性を生む<sup>(5)</sup>。このルールに従った行為は「行為の規則性」、複数の行為者に共通して見られる行為の類型性（パターン）を持つ（Burke and Young, 2011）。この行為選択の基準に従い、行為選択を行った場合、その行為は集合行為となる。ただし、この行為の規則性に関しては、ある行為の規則に従った結果、行為が規則性を持つ場合、この行為の規則を規範とするか、他方、行為の規則性そのものを規範（的行為）の現れとするかで立場が分かれる。最後に、多くの成員がこの規則に従い、特定の行為を選択している状況を当該集団の「社会秩序」または「均衡」と呼ぶ。

## 2. 社会規範論の基本的分類

社会規範論の類型は、ゲーム理論の枠内での分類が主となっている。早くも、Ullmann-Margalit (1977) が、社会規範が必要となる社会的状況を表現する適切なゲームを「三分類」し、Shelling はゲームは「行為の結果集合に対する行為者の利害関心」により、次のように分類できるとした。利害が完全に対立している状態（ゼロサムゲーム）から利害が完全に一致している状態（純粋調整ゲーム）、チキンゲーム、囚人のジレンマ、両性の戦いはこの極の中間にある（Schelling, 2002[1960], pp.83-118, pp.291-303）。一方、進化ゲーム理論では、Weibull (2002) が、進化的に安定な戦略を軸にゲームを分類した。

以上に対し、センは選択（selection）という観点から、規範を自然選択（natural selection）と意識的行為の選択（choice）の結果生じるものと二分し、後者を更に、合理的選択によるもの（直接的利益である効用最大化と間接的利益である評判、信頼、互酬性から受ける利益を考慮す

<sup>(4)</sup> 共有知の概念は言うまでもなく Rawls に始まるが、これは各行為者が抱く、他者の行為選択に関して、共有された合理的期待（rational expectations）または、a common prior である（Hammond, 1996, p.36）。

<sup>(5)</sup> 特定の社会状況下で、ある行為が「可能である」「望ましい」「禁止されている」との「インフォーマル」な理由（「指示」）により、この指示に従い、ある集団内の無視し得ない程度の多くの行為者が同じ行為（典型的行為）を行えば、「行為の規則性」が見られる。行為の規則性とは行為 A と B とがあって、「ほとんど全ての行為者が A（または B）を採用」場合、つまり、(A, A) または (B, B)。あるいは、あるタイプに属する行為者は A、別のタイプに属する行為者は B を採用（あるタイプに属する行為者は全て A を、別のタイプに属する行為者は全て B を採用）場合を言う。

る)と道徳的配慮によるもの(「～するべし」という規範的命題に従う)に細分し、三者は、相互排他的ではなく、補完的であるとした(Sen, 1998, pp.3-69). センの分類は、合理的選択、道徳的配慮による行為選択、自然選択の3つの軸で分類したものであるが、その本旨は、ゲーム理論による社会規範論の研究は、社会規範を結果主義的、戦略的に把握しているが、これに対して、社会規範、倫理、道徳に基づく行為は、行為の結果によるものではなく、「～するべし」という義務論的な倫理規則により、行為選択が行われるはずだとの考慮がある。このようなセンの主張は、後述するように孤立したものではない(Anderson, 2000, p.171).

次節では、社会規範論の分類を試みる。社会規範論の類型把握のために行為者の選択する行為をその行為が選択される社会的状況と行為選択の基準とに分ける。これらの区別は社会規範論をゲーム理論の枠組みを超えて把握するためのである。

### III. 社会規範論の分類基準

#### 1. 社会規範の需要の問題—社会規範と問題的社会状況

社会規範論の出発点は、どのような状況で社会規範は必要となるかである。社会規範は一般的な社会的状況においてではなく、その状況が「問題」を含む場合に必要とされる。その行為が行われる社会的状況は行為へのインセンティブ構造を与えるが、社会規範の成立には、この社会的状況が反復的で、かつ「問題」をはらむ必要がある。本稿では、問題的社会的情况とは「行為の調整により、そうでない場合に比較して、個人利得が高まる状況」または「行為の調整により共通の利益が実現される状況」とし、これから更に、「パレート改善的な状態を実現できる行為があるのに、戦略的に相互に独立した利己的合理的な行為者はこれを実現できない状況」(Cf. Raub and Voss, 1990, p.81; Voss, 2001, p.110)を区別する。前者の問題的社会的情况は、調整問題であり、後者は社会的ジレンマ問題がその問題性である。

ゲーム理論的社会規範論では多くの場合、以上の2つが問題的社会的情况であるが、本稿では第三に、「行為者の非規範的選好に基づいた場合に比較して、規範的選好に基づく選択が、厚生を最大化しない状況」を倫理的問題状況とする。この状況の問題性は、社会的ジレンマ問題が社会規範の機能をパレート効率性の実現に求めているのに対し、倫理的問題状況はこれを求めない。むしろ他者への義務、利己心の抑制に強調点がある。倫理学者はこれを「他者への義務と自己の利益が衝突する場合が倫理の必要とされる」状況と定式化している(Beauchamp and Bowie, 2001, p.3).

これらの問題的社会的情况が重要であるのは、この状況の違いにより、社会規範の理解に大きな差異が生まれるからである。その一つは、成立した社会規範の維持に、サンクションが必要か

否かである。社会規範の成立条件と社会規範の遵守または維持（成立した社会規範はどの様に維持されるのか）の問題は2つの異なる問題である。もちろん、サンクション概念で規範の「成立」を説明することはできない。サンクションは規範の成立の「後」で意味をもつからである。しかし、社会規範の維持にサンクションが必要か否かについてはゲーム理論家の中でも見解が別れ、社会規範とは何であるかに関して重大な差異を生んでいる。しかし、社会規範の理解においてもっと重要なことは、社会規範の「維持」に「サンクション」が必要とする主張は、社会規範は破ることができるということを意味していることである。社会規範が行為者の意思決定に関わるものであるとすれば、規範に従うのか従わないのかの選択の可能性は残されるべきであろう。

## 2. 結果主義と非結果主義

社会規範の第二の分類枠は、行為の結果と行為の選択の関係である。行為選択を1. 行為者の置かれた状況および状況に関する知識（情報）2. 行為の動機、行為の選択、行為の結果からなるものとするれば、行為選択が行為の結果と独立して行われ、しかもこの選択が「～するべし」という当為的命題に従う場合を義務論または非結果主義という。非結果主義的社会規範論は行為の結果を全く顧慮せず、または顧慮しながらも、行為選択が動機をも顧慮して行われることを要請する。「合理的行為は結果に係わるが、……社会規範は結果志向ではない」（Elster, 1986, p.98）。

非結果主義とは「動機の正しさ」が行為選択の正しさを保証する、なぜならば、行為の結果は道徳的に正しくも悪くもあるからだ、とする。他方、結果主義とは、行為の結果に割り当てられた効用（利得）を最大化するために行為選択を行う。行為選択はその予想される利得または効用の大小（行為の結果）に応じてなされるとする。前者の立場に立つ社会規範論を「非結果主義的」社会規範論、後者を「結果主義的」社会規範論とする。

行為の動機から行為の選択が行われる場合、それは義務論的行為選択、「行為そのものの選択」であり、更に、社会的状況の与えるインセンティブ構造から全く独立に、ある行為の指示に従い行為選択が行われる純粹義務論と、状況のインセンティブ構造に影響されるが、ある行為の指示に従い行為選択が行われる「義務論」に分類される。行為の結果を基準にして行為の選択が行われる場合、それは結果主義的行為選択である。

## 3. 選好論

第三の分類基準は選好論である。社会規範を考察するに当たり、以下の選好関係の3タイプを展開する（Ben-Ner and Putterman, 1998, pp.6-7）。「自己顧慮的選好（self-regarding preferences）」とは、自己利益への関心を示す。自己顧慮的選好は狭義および広義の利己的選好を含む。狭義の利己的選好とは、「狭い意味での経済合理性」に基づく行為の選択、つまり、所与の問題的社会的

状況で、より多くの物質的または金銭的な利得または効用が期待される行為が選択される場合を指し、広義の利己的選好は、「拡大された経済合理性」に基づく行為選択、所与の問題的社会的状況で、より多くの物質的または精神的・感情的な利得または効用が期待される行為が選択される場合を意味する。上記の二つのいずれにおいても、「選好は利己的」である。同時にまたこの自己顧慮的選好は、利他的選好をも含む。利他的選好とは、他者の利得の増大させる（と信じている）行為に満足を感じる選好であるが、自己の効用を減じることはないので、「利己的」である。この選好はまた、選好関係が「狭い意味で利己的」「広い意味で利己的」であれ、または「利他的」であれ、選好関係が結果集合上で定義されているので、「結果主義」的選好である。

第二に「他者顧慮的選好（other-regarding preferences）」である。これは、自己利益及び他者利益への関心、具体的には利他性、仁愛、公平性（公平な分配）、妬み等を表す。個人の（期待）効用が、自分の物質的利得によって直接影響されるだけでなく、自分と関連した準拠集団の行為者の物質的利得によっても直接影響される場合、この効用は他者顧慮的選好を表現する。この選好が上記の利他的選好と違うのは、他者への配慮により、そうでない場合よりも自己の利得が減るとしても、他者への配慮の故に行為を選択するという点にある。

上記に対し、第三の選好は、「過程顧慮的選好（process-regarding preferences）」であり、これは、自己の利益または他者の利益という結果がいかにかに生じたかについての関心を示し、「価値、倫理、行動の基準」への選好とほぼ同じ意味であるとされる（ibid. p.20）<sup>6)</sup>。「過程顧慮的選好」が単なる選好論を離れて重要であるのは、これが規範という行為の規則への選好を意味しているという点にある。つまり、行為者の行為から独立した、行為選択の基準への顧慮を意味しているからであり、この意味でこの選好は規則顧慮的選好とも呼ばれる。

「他者顧慮的選好」と「過程顧慮的選好」は非結果主義的選好であり、「社会的選好（social preferences）」とされる場合もある。

以上の問題的社会状況、結果主義と非結果主義、選好の3形態を社会規範論の分類枠組みとし、現在の社会規範論を以下のように類型把握を行う。

#### IV. 結果主義的社会規範論

ゲーム理論的社会規範論の主流（当然伝統的ゲーム理論の主流）は、行為の結果集合上で定義された選好により、行為選択を行うという点で結果主義的である。更に、共有知としての合理性<sup>7)</sup>

<sup>6)</sup> 「過程顧慮的選好の鍵となる特徴は、状況の評価はそれがどのように生じたかに依存するという点である」（Bowles, 2004, p.109）。

<sup>7)</sup> 共有知としての合理性とは、私は合理的である（合理性仮定）。私はあなたが合理的であると知っているし、あなたもまた私が合理的であると知っている事を意味する。

および整合的な確信を前提にし、合理的な個人は、同じ情報を持っている場合には、異なる思考過程を取ることはなく、同じ意思決定を行う。これが共有された戦略の基礎となる。選好に関しては、自己顧慮的選好が想定される。ゲーム理論的社会規範論では問題的社会的状況の違いに応じて、慣習論的社会規範論と社会的ジレンマ的社會規範論の2つに大別できる(慣習論的社会規範論は進化ゲーム理論によるものを含む)。問題的社会的状況の違いは2つの異なる社会規範論に帰着する。

### 1. 慣習的社會規範論—調整均衡—

ゲーム理論的社會規範論での主流的理論は、慣習論的社會規範論ともいうべきもので、社会規範を反復的な、ある問題的社会的状況(調整ゲームによって表現される)において成立する、行為の規則性(ナッシュ均衡=調整均衡)の中に規範=慣習の成立をみる。この調整均衡を最も適切に表現するゲームは純粹調整ゲームである。選好は自己顧慮的選好を想定しているので、結果主義的社會規範論である。この立場では、社会規範とは純粹調整ゲームにおける複数のナッシュ均衡の1つ(調整ゲームにおける均衡=調整均衡)である<sup>6)</sup>。この立場では、しかし、後述するように、慣習と社会規範との区別はなされないので、社会規範とは人々の相互行為を調整する慣習的ルールであると見なす。

「社会的規範は行為の習慣的な諸規則であり、人々の相互作用を調整する。ひとたび、物事を行うやり方が確立されると、人々は、他の人がそれらの規則に従う事を条件に、その規則に従うことを選好するので効力を有するものとなる」(Burke and Young, 2011, p.311)。「行動の規則性こそ…社会的規範である」(Posnar, 2000, p.19)。

これらの定義はSugden (2004[1986])を踏襲したものである。Sugdenは慣習を次のように定義した。「集団Pの成員の行為の規則性Rは、成員が反復的状況における行為者である時、(1)誰もがRに従う、(2)誰もが他の行為者がRに従うことを期待する、(3)誰もが、Rに従うならば、Rに従うことを選好する、以上の条件が、全ての成員に当てはまり、かつ共有知識である時に限り、慣習(convention)である」(Sugden, 2004[1986], p.34)。

上述のように、この立場は慣習と規範とを区別せず、問題的社会的状況として調整問題を前提し、行為者の選好は自己顧慮的である。従って、その性格は結果主義的となる。この慣習論的社

<sup>6)</sup> 混合戦略の組は規範とは見なされない。例えば、「家に入る時には、靴を脱ぐ」は私もあなたもこの特定の状況では靴を脱ぐという同一の行為を取るのだから、純戦略=「靴を脱ぐ」はナッシュ均衡戦略であり、(靴を脱ぐ、靴を脱ぐ)が「行為の規則性」である。これに対し、私もあなたも3回に1度は靴を脱ぐ、つまり、残りの2回は靴を脱がないもナッシュ均衡であり得るが、このような混合戦略ナッシュ均衡は「規範」とは見なされない。

社会規範論は慣習＝「反復的な協調状況における多くの協調均衡の中の一つ」としたLewis (2002[1969])のコンヴェンション論によっているが、しかし、この慣習論的社会規範論は、Lewisのコンヴェンション論には存在した規範論 (Lewis, 2002[1969], pp.97-121) を欠いている。Lewisは慣習論を展開した後に、「人はそれに従うべき (ought to) であると私たちの信じる行為の規則性」(ibid.,p.97)を慣習の特殊な形態として、規範論を展開したが、慣習論的社会規範論は社会規範論からこの義務論的要素をなくし、規範をただ行為の規則性としてのみ把握するのが特徴である。「我々は、慣習と規範との間に区別を設けることが実り多い事であるとは思わない」(Burke and Young, 2009, p.3).

また、この立場に立つ、社会規範＝慣習とする研究者は「囚人のジレンマ」を社会規範の必要性を示す社会的状況を示すゲームとして認めない。従って、サンクションの必要性も認めない。その結果、慣習論的社会規範論の場合、慣習や規範の生成と執行には第三者によるサンクションや道徳的規則の内面化の必要はない。なぜならば、調整均衡戦略は行為者すべての利得を増大させるからであり、合理的な行為者がその戦略から逸脱する誘因がないからである。

前述のSugdenは、慣習と規範との区別も与えている。「慣習から規範への移行は、ひとたび慣習が確立されたら(『慣習』が存在するという『信念』を誰もが持つようになる)、誰もがそれに従うことに利益を見いだすであろう。従って、もし誰かが慣習に従わない行動をとったら、それは他者の利益を損なうことになるので、違反者に対して制裁、処罰を加えられるであろう。つまり、違反者に負のサンクションが与えられるであろう。この時に慣習は『規範』に移行する」(Sugden, 2004[1986], p.170)。しかしながら、慣習論的社会規範論のナッシュ均衡は強ナッシュ均衡であり<sup>9)</sup>、そこから逸脱することは、逸脱する本人の利益を損なう結果(逸脱しなかった他人も同様)になるので、個人に逸脱する誘因はない。したがって、サンクションの必要はなく、慣習と規範とを区別は不必要である。

また、調整ゲームでは調整均衡は「複数」必要である。それが一つしかない場合、それは慣習ではない。慣習論的社会規範論はパレート効率性を慣習の成立には不必要としているので、パレート劣位な調整均衡でも慣習とされる。したがって、調整問題には複数の均衡が存在し、複数ある調均衡の中でどれが選択されるかは「均衡選択問題」と呼ばれる<sup>10)</sup>。

## 2. 社会的囚人のジレンマ—協調均衡—

社会規範にはその意味上、「社会的な望ましさ」という要因が含まれていることは否定できない。この通常はパレート効率性で定義される社会的望ましさを社会規範論に導入する場合、問題的社

<sup>9)</sup> 強ナッシュ均衡ではある行為者が均衡戦略から逸脱した場合、全ての行為者の利得が減る。

<sup>10)</sup> 「複数あるナッシュ均衡の選択問題 (NESP: Nash equilibrium selection problem)」と呼ばれる。

会的状況と規範との関係を最も適切に表現するゲームは「囚人のジレンマ」ゲームである。慣習論的社会規範とは異なり、均衡は社会的な望ましさを実現するナッシュ均衡＝協力均衡である。行為者は利己的選好を持ち、結果主義的であることは慣習論的社会規範論と同様であるが、問題的社会状況に社会的ジレンマ問題を想定している点が異なる。

問題的社会的情况としての社会的ジレンマ状況は、「合理的行為者が効率的な結果（パレート改善）を実現することに失敗する状況である」（Voss, 2001, p.110）。「社会的囚人のジレンマ」における「ジレンマ」とは「個人合理性（ナッシュ均衡）」と「社会的均衡（パレート効率性）」とが乖離した状態を言い、「社会的ジレンマ」とは「3人以上の囚人のジレンマ」を言う。「2人のプレイヤーからなる囚人のジレンマ」では、両者から「社会的選好」（同意または妥協による）が形成可能である。ところが「3人以上のプレイヤーからなる囚人のジレンマ」においては、このような選好は形成できない<sup>11)</sup>。

問題的社会的情况を社会的ジレンマ問題とした場合、行為の調整を行う規範とは社会的に望ましい状態（パレート効率性）を実現する協力均衡（ナッシュ均衡）である。「社会的ジレンマ状況」において、ナッシュ均衡が成立し、かつ同時に、パレート効率的な状態を社会規範＝協力規範が成立している状態と見なす。

**「社会規範とは、反復的な問題的社会状況におけるパレート効率的なナッシュ均衡」＝「協力規範」ということができる。」** Cf. Osborne and Rubinstein (1994, pp.146-54)

社会的ジレンマ問題における「協力均衡」とは、「集団の何人かが、または全員がある行為を行えば全ての人が便益をうける（パレート改善をもたらす）行為」であり、「集団の何人かが、または全員がある行為を行えば、全ての人が便益をうける行為を、自分自身の利害に逆らって（コストを負担し）行うこと」（Elster, 1986, p.152）と定義される。前項の慣習論的社会規範論は、行為者が規則から逸脱する誘因はない。しかしながら、規範とは、前述した区別を用いれば、規則に従うことと自己利益の追求とが「衝突」する場合に成立するとすれば、利己的行為者が規範から逸脱するという事態、共通の規則に従えば、自己の利益が増すのに、それでもそれを破ることにより、さらに自己利益を高めたいという誘因に負ける行為者という観点を導入しようとするのは自然であろう。

協力均衡は共通の利益をもたらすが、その維持には負のサンクションが必要であるとする「囚人のジレンマ」ゲームは、裏切りの要因があるため、均衡から逸脱し、私的利益を増大させると

<sup>11)</sup> N人囚人のジレンマと協力規範については、Hardin (1982), Taylor (1976) を参照。

いう誘因が常に残る。このために均衡を維持するには、サンクションが必要である。Axelrod (1986) は、規範の存在にはサンクションが必要であるとの立場である<sup>102)</sup>。

「社会的状況において規範は、個人がある行為をし、またこの行為をしない場合にはしばしばサンクションを受ける、その程度において存在する。従って、規範の存在はあるなしの問題ではなく、程度の問題である。」(Axelrod, 1986, p.47)

また、Voss (1990) も慣習と社会規範とをサンクションの必要の有無により区別した。「社会規範そのものは、集団のメンバーが、Rに従わない場合は、(負の)サンクションによって罰せられることが(正の蓋然性をもって)期待されるようなRである。他方、慣習とは、反復的な協調状況における協調均衡であるようなRである。」(Voss, 2001, pp.108-09)

### 3. 進化ゲーム社会慣習論 —ESS—

規範を行為の選択とは無関係に定義し、行為の「同型性」を持って慣習＝社会規範とするのが「進化ゲーム社会慣習論」であり、慣習論的社会規範論の極限を示している<sup>103)</sup>。選好は利己的選好、よって結果主義的社会規範論である。進化ゲーム理論で社会規範を扱う場合最も「好まれる(つまり、進化ゲーム理論が社会規範を定義する場合、最も好都合な)」ゲームはタカーハットゲームまたはStag Huntゲーム<sup>104)</sup>である<sup>105)</sup>。

この理論の第一の特徴は問題的社会的情况を特定せず、調整問題、囚人のジレンマ、両性の戦い、Stag Huntゲームのいずれにおいも、進化的に安定な均衡を「慣習」とし、これを規範とは区別しないという点にある。

<sup>102)</sup> 法と経済学の立場からする社会的規範論においても、「個人行為を支配するルールであり、国家以外の第三者により、社会的サンクション(正または負の)により様々に(非公的に)執行されるもの……規範が内面化されるかどうかは問題ではなく、第三者が適切な程度の非公的な執行を提供すれば十分である」(Ellickson, 2001, pp.35-36). とされる。

<sup>103)</sup> Sugden (2004[1986]) が進化ゲームによる「慣習」論の嚆矢である。Sugdenは「2つ以上の安定均衡を持つゲームにおける安定均衡」を「慣習」とした。複数のナッシュ均衡(ナッシュ均衡が一つしかない場合、そのナッシュ均衡はコンベンションではない)の中で、進化的安定な戦略を「慣習」とする、というその後の進化ゲームの社会規範論の基本的着想を示した。「本書の目的は1. 諸個人が無秩序の状態、それぞれ互いに対立する利益を追求する場合、ある種の行動の慣習、それに従うことが個人の利益となるような慣習が、自生的に生まれることを示しこと、2. これらの慣習は、社会的厚生を最大化することはなくとも、規範となる傾向にあること、この二つを示す{強調は引用者}。」(Sugden, 2004[1986], xiv)

<sup>104)</sup> Stag Hunt gameは特殊な調整ゲーム(センのassurance game)である。Cf. Skyrms (2004, pp.9-13) 「囚人のジレンマ」ゲームと違い、裏切りの誘因はないが、協力への誘因がある。

<sup>105)</sup> 進化ゲームを用いた社会規範論は、Skyrms (1996), Young (2001), Binmore (1998) を参照。

「進化的に安定な戦略 (ESS; evolutionary stable strategy)」<sup>60)</sup>は慣習 (convention) と見なすことができる」(Weibull, 2002, p.34. 43頁).

進化ゲームでは、個体の振る舞いは「利己的」であり、平均より「良い」戦略をとる部分集団は増加し、「悪い」戦略をとる部分集団は減少する。この個体の増加が、準拠集団内での行為の規則性の現れと理解される。進化ゲームでは、個体は選択 (choice) するのではなく、selectされるのである。この立場では、慣習と規範を区別しない。「進化的に安定な戦略」は調整ゲームにおける複数のナッシュ均衡の一つであるので、パレート劣位な均衡であっても、調整均衡として慣習＝社会規範である。「進化的安定性は社会的非効率性を許容する」(ibid., p.39. 49頁)。

「進化的に安定な戦略は慣習と見なすことができる」という慣習概念の特異な把握は、その行為選択における合理性と密接な関係にある。進化ゲームでは、「(進化的に安定な戦略)はいかなる合理性の仮定もおくことなく導出されるにもかかわらず、ナッシュ均衡の意味で『合理的』でかつ『協調的 (coordinated)』な集計的 (aggregate) 行動を意味する」(ibid., p.70. 90-91頁)とされる。この集計的という言葉使いは特徴的である。「集团的」という言葉が行為者の間の何らかの共通の行動選択についての共通理解に基づく行動 (つまり、集合行為) を意味しているのに対し、「集計的」とは、各個体間にはつながりはなく、多数の 1 者 (1 タイプ) が存在するにすぎないことを意味している。慣習を最も一般的に行為の規則性と定義するとき、進化ゲーム理論における慣習の把握は特異である。多くの個体が行動するが、その行動パターンは同一であり、ただ所与の集団内において、この行動パターンをとる個体が多い、という事態は行為の規則性ではなく、行為の同型性を意味する。

上述のように、各主体は (各個体と呼ぶべきであるが)、選択肢としての複数の戦略をもたず、「タイプ」として存在する (「予めプログラムされている」)。つまり、プレイヤーはある状況下で選択を行わない (「いかなる合理性の仮定もおくことなく」)。個体のタイプが淘汰され、特定の行為 (または個体のタイプ) が選択プロセスにおいて、その戦略が模倣され、集団内に広まる (「このような突然変異戦略のおのおのに対して、ある正の侵入障壁が存在し、もし突然変異をとる主体の集団のシェアがこの値を下回れば、突然変異戦略を取る方が高い利得を取る」)。ある集団内での個体タイプの「シェア」の増加は行為の規則性ではなく、行為の同一性であろう。従って、

<sup>60)</sup> 進化的安定性の定義は、ある大きな集団に属するすべての主体がゲーム (対称 2 人ゲーム) を行うものとして、ランダムに選出された主体は純戦略または混合戦略をとることを予め遺伝的その他の方法でプログラムされているとする。次にこの集団に別の純粋または混合戦略をとるように遺伝的その他の方法でプログラムされた主体からなる少数の集団を注入する。この時、「既存の戦略が進化的に安定であるとはこのような突然変異戦略のおのおのに対して、ある正の侵入障壁が存在し、もし突然変異をとる主体の集団のシェアがこの値を下回れば、突然変異戦略を取る方が高い利得を得ることを言う」(Weibull, 2002, p.33. 41頁)。

行為規則からの逸脱やサンクションの必要性はない。

経済学における中心概念である合理性と選択について、Arrowは次のように述べた。「合理性は選択の問題である。どのような顧慮が入り込もうが、基本的な想定は、状況を所与とすれば、複数の選択枝からなる機会集合があり、その選択枝の中から選択がなされねばならない、ということである」(Arrow, 1996, xiii)。進化ゲームが「いかなる合理性も想定しない」と前提するとき、そこからは行為選択の機会も奪われたのである。

進化ゲーム理論の社会規範論への導入の最近の展開は、個体タイプではなく、選好の進化、つまり、行為がいかに関与されるか(行為の動機)に関わる、つまり、進化過程で選好されるのは、個体のタイプではなく、選好である。この選好が行動経済学の社会的選好論と結びつき、社会的選好論における選好の所与性をも説明するものとなっている。社会的選好論は進化ゲームと結びつくことにより、選好の内生的出現という問題が考察可能となった<sup>7)</sup>。

以上、結果主義的社会規範論として反復的な問題的な社会状況において成立するナッシュ均衡を慣習または・かつ規範とする立場から調整均衡論、協力均衡論、進化的に安定な戦略論を考察した。次節では、非結果主義的社会規範論を扱う。

## V. 非結果主義的社会規範論

ゲーム理論的社会規範論が行為の選択を結果集合上で定義された選好関係に基づくとするのに対し、「合理的行為は結果に係わるが、……社会規範は結果志向ではない」(Elster, 1986, p.98)とする立場からは、ゲーム理論的社会規範論の社会規範は規範ではないとする反論は当然生まれよう。

前節の結果主義的社会規範論に対し、行為の結果ではなく、行為の動機に基づく行為選択の立場は非結果主義的社会規範論と総称できよう。非結果主義的社会規範論では、慣習と規範とは厳しく区別される。この区別は慣習論的社会規範論が行為の調整による共通の利益の実現という観点、つまり、行為者の自己利益に反した形での規則の成立は認めないのに対し、非結果主義的社会規範論は、ある行為規則に従う場合、自己利益の減少もあり得ることを要請するからである<sup>8)</sup>。

非結果主義的社会規範論は、「道徳的性向(利己心の追求に対する公平な制約を受け入れる性向)を獲得したならば、ある状況において、道徳的行為が自己に不利な帰結をもたらしたとしても、

<sup>7)</sup> 進化ゲームと結びついた社会的選好論については、Cf. Bowles, (2004, pp.381-90) また、Fershman and Weiss (1998)。

<sup>8)</sup> 規範と慣習とを区別する論者の代表はElsterである。社会的規範の「合理化された利己心」的解釈への反論は、Elster (1986, 130ff) Bicchieri (2006) もまた、社会規範と慣習とを、前者における「義務と規範的期待」とによって区別した(Bicchieri, 2006, p.42)。また、Cf. Sen (2004)

道徳的に振る舞う」(Gauthier, 1986) ことを行為者に要求する。非結果主義的社会規範論を最も強力に主張するのが、Vanberg (2006) である。Vanbergによれば、行為主体は、「自らの行為から帰結するであろう結果に関する選好から独立し、それに先行する行為に関する選好を持ち、行為は結果に関してではなく、行為者が従うルールに一致して行われる」(Vanberg, 2006, pp.9-10)。

## 1. 純粹義務論

行為者の置かれた状況および行為の結果とは全く関わりなく、ある規範的命題「～するべき」に従って行為が選択される場合を義務論といい、最も純粹な義務論はカントの「定言命法(categorical imperatives)」であり、「純粹に内的であり、行為の行われる状況のもつインセンティブ構造に全く無反応」とされる<sup>99)</sup>。この場合、規範的命題を支える道徳的規則は「内面化」されている。従って、純粹義務を規範と言い換えれば、これを遵守させるのにサンクションの必要はなく、また、他の人の行動がどうであれ、規範の命じるままに行動するのであるから、複数の行為者間で成立する行為の規則性も必要ない。これは、規範は慣習＝行為の規則性であるとする慣習論的社会規範論とは対極の立場に立つ。

「社会規範は行為の結果がどのようなものかに関わりなく、それを人々が行うべきである（あるいは行うべきでない）と信じる行為の規則性である」(Hechter and Opp, 2001, xiii)

社会科学の観点からは、行為選択の状況からの独立性を要請するカント的義務論は受容することは中々困難であろう。これに対し、行為選択は結果主義的社会規範論と同様に状況依存であり、行為の結果を顧慮するが、しかし、ある規範に従って行為が選択される（自己の利益に逆らっても）とする立場を非結果主義的社会規範論或いは単に義務論的社会規範論と総称しよう。

## 2. 社会的選好論—行動経済学社会規範論—

社会的選好論は、経済学で通常想定される利己的選好以外の他者顧慮的選好または過程顧慮的選好を持つ個人が存在すること、つまり、「社会を構成する個人は必ずしも利己的な行動のみを採るのでなく、状況次第で、公平性、平等性、互酬性といった規範への選好に基づいた行為を採る」という理論に基づいている<sup>100)</sup>。つまり、諸個人の選好または行為の動機には「異質性(heterogeneity)」があり、社会的相互行為はこれらの異質の選好を持つ行為者の行為からなるとする。このような

<sup>99)</sup> 「外的なインセンティブ構造が、道徳的行為への十分な誘因を与えない場合でも、性向に従った行動する」(Vanberg, 1994, p.55)。

<sup>100)</sup> 「自己中心的不平等嫌悪 (self-centered inequality aversion)」については、Cf. Fehr and Schmidt (2004)

想定を行うと、例えば、ひとが公平な分配への選好を持つことが「公平性」と言う規範の存在を示していることになる。社会的選好論は規範を「規範的性向を人はもつ」ということから証明しようとする。この規範的性向がある社会的状況下で、例えば、財の分配における「公平性」という規範として現れるのである（Camerer, 2004, pp.101-10）。

行動経済学の社会規範論は他者顧慮的選好を想定し、他者の利害を配慮する、つまり、単純な効用最大化論を採っていない。他者の利害を配慮する点で、義務論的契機を含むが、行動の選択は他者の利益への考慮を含みつつ、自己の効用の最大化するというものになっている。

社会的選好論における社会規範の定義で最も特徴的なものは、以下である。

**「社会規範とは、いかに振る舞うべきかについて社会的に共有されている信念に基づいた行為の規則性であり、また、社会規範により指示された行為はインフォーマルな社会的なサンクションにより執行される。」**（Fehr and Gächter, 2000, p.517）

社会的選好論は問題的社会状況を特定しない。社会的状況は「完全に競争的か」、「囚人のジレンマ的」か「純粹調整的か」等が想定される。完全に競争的状況下における行為選択と「囚人のジレンマ」的状況における最適な行為選択とは異なるものであることが示すためである。

更に、社会的選好（他者顧慮的もしくは過程顧慮的選好）が導入されるが、全ての行為者が同じ選好を持つとは仮定されない。社会的選好論は「選好の異なる行為者」間の相互行為という状況を許すのである。この選好と問題的社会状況の組み合わせにより、例えば、「囚人のジレンマ」ゲームにおいて、社会的選好を持つ者同士の場合、社会的選好を持つ者と利己的選好を持つ者との場合では、利己的選好のみを想定した場合とは異なる均衡が生じる事が示される<sup>90</sup>。

互酬的選好論を展開したRabin (1993) によれば、互酬的選好は、

1. 同じ互酬的選好の持ち主と相互行為した場合には、協力を選好する。他人の善意に対しては善意を選好する。
2. 利己的選好の持ち主と相互行為した場合に、もし利己的選好の持ち主がフリーライドした場合には「負のサンクション」を与える。
3. この「負のサンクション」の執行に費用がかかってもサンクションを与える。他人の悪意に対して悪意を与える。
4. この費用が将来の回収される見込みがなくとも、サンクションを与えるつまり、サンクショ

<sup>90</sup> これは、「異なったタイプの行為者」が存在するという事態の認識であり、進化ゲーム（通常は利己的行為者を想定するが）において、タイプA＝社会的選好の持ち主、タイプB＝利己的選好の持ち主と展開されることになる。

ンは戦略的行為ではなく、非一戦略的な (non-strategic) 「罰を与えたい」「報いたい」という欲求による。

5. 「協力的な相手には協力し、非協力的な相手には罰を与えたい (罰を与えることが自分にとってコストを意味し、このコストが将来的に回収できないかもしれないという期待を持つとしても) という性向を持つ」(Rabin, 1993, pp.271-73).

「囚人のジレンマ」問題と同様、社会的選好論は規範からの逸脱には「サンクション」が必要であることを認める。これが「囚人のジレンマ」問題と異なるのは「サンクションは、サンクションを与える人に直接のコストがかかるとしても、インフォーマルな社会的サンクションを進んで与える」(Fehr and Gächter, 2000, p.518) とする点である。つまり、「囚人のジレンマ」問題では、規範を破った人に対するサンクションを与えるコストの存在が二次的フリーライダーの問題を生じさせるのに対し、社会的選好論による社会規範論では、サンクションは非戦略的なのである<sup>24</sup>。

### 3. 社会関係社会規範論

前述の選好論において、選好が「自己顧慮性および他者顧慮性に加えて、行為選択そのものに係わるルールへの顧慮を示す」場合、「ルール顧慮的」選好であるとする場合、「行為者数と行為集合、結果、選好、効用関数」によって定義されるゲームの構造の「外部」を予想させる。「行為者数と行為集合、結果、選好、効用関数」をゲームの内部とすれば、ゲーム理論的社会規範論は規範をゲームの「内部」で定義している。ゲーム理論における社会的状況では、その最小単位は2人の行為より構成されるが、特定の問題的社会的状況、例えば、N人囚人のジレンマ的狀況では、集合行為問題が解決できないかもしれない。その場合に、この行為者の間に特定の「社会関係」(例えば、家族、友人、共同体等)を想定する。この場合、行為者を相互行為の「内部」とすれば、社会関係は「外部」にある。

社会規範における非結果主義、自己利益に反した行為選択を要請する行為規則、行為の「正しさ」等を勘案した場合、選好としては過程顧慮的選好、行為規則の行為者からの独立性、サンクションの必要性を満たす社会規範論を行動経済学とは異なった立場で構築する可能性を与えるのは、未だ総称はないが、社会関係的社会規範論とここで仮称するものである。

社会関係的社会規範論における社会規範の暫定的な定義をここで与えれば、

<sup>24</sup> サンクションの導入は、サンクションを与えるべきなのに、与えなかったプレイヤー(「二次フリーライダー」問題)へのサンクション(二次的サンクション)の必要性の問題をうむ。これが更に「三次フリーライダー」問題と無限の後退を続けるが、サンクションを与えることにコストがかかるかぎり、これは後退は避けられない。この無限後退は、サンクションが「感情的な是認と否認」とからうまれることにより解消するかもしれない。Cf. Anderson (2000, p.182)

「社会規範とは、問題的な社会状況が反復される場合、ある集団の、無視し得ぬ程多くの成員によって遵守される（選好される）、行為選択に対する当為的指示または規則であり、この規則は共有知である。」<sup>23</sup>

社会関係的社会規範論と仮称するものの特徴は、以下の3点である。

#### ① 行為規則の外部性

Lowe (1989) は、行為の「良し悪し」を行為そのものから判断できないとした。例えば、「窃盗は悪い」と判断するためには、別の制度＝私的所有権というルールを参照しなければならない。Loweは自らの立場を「規則個人主義 (rule individualism)」とよび、合理性とは行為にではなく、行為の規則に関係して定義されるとし、更に「規則が合理的であるのは、その規則に従うことにより、エージェントがその期待効用を最大化することができる場合に限る」(Lowe, 1989, pp.4-5) とした。物を盗む行為が行為選択として「誤っている」と判断できる基準は行為の結果によるのではなく、所有権という規則に抵触するからであり、物を盗んだ人を罰する「行為」が合理的であるわけではない、「物を盗んだ人は罰せられる」というルールに従う行為が「合理的」である。

Loweの「規則個人主義」は必ずしも社会規範論を展開したものではないが、行為の正しさの判断の基準を行為者の「外部」にあるとする点は考慮に値しよう。これはつまり、行為者の行為の「正しさ」を行為の結果による効用の大きさに求める結果主義的社会規範論や、この「正しさ」を選好に内在する、例えば、他者配慮性に求める社会的選好論とは異なる、第三の正しさの基準、つまり、第三者から見て、第三者に受容される「正しさ」が存在することを主張している。Loweは、行為個人主義 (目的論的) は、全ての行為は行為者の現在または将来の目的を最もよく達成するために合理的に選ばれようと主張するのに対し、規則個人主義は「義務論的」であり、個人は、過去において生じた義務を負うために行為」(ibid., p.29) するとしたのであるが<sup>24</sup>、同時に、「合理性とは行為にではなく、行為の規則に関係する。規則が合理的であるのは、その規則に従うことにより、エージェントがその期待効用を最大化することができる場合に限る」(ibid., pp.4-5) とすることにより、結果主義と結びつけた。

行為者がその行為選択の時に顧慮する「規則」とは、行為者の直接的相互作用から独立しているということがこの行為規則の「外部性」の意味である<sup>25</sup>。

<sup>23</sup> この定義は全く暫定的なものであることは強調しておきたい。

<sup>24</sup> 規則の外部性と規則功利主義は区別されねばならない。規則功利主義とは「各個人は純粹にエゴイスティックな満足のみを追求するが、すべての人々の利益を向上させるルールに服することによって、一定の義務を他者のために履行する」(Arrow, 1975, p.17)。

<sup>25</sup> Heath (2011) は、効用関数に義務的制約を加えた「価値関数」を提案したが、人がなぜ規範に従うのかについては、「規範同調性」を想定するにとどまった。

## ② 行為者間の社会関係

行為規則が行為者の「外部」にあるとした場合、この「外部」とは何であろうか。最も抽象的には、複数の直接的な相互行為にある行為者とその相互行為の外部にいる人からなる社会関係であろう。この外部者とは、行為の外部性にさらされる人（コールマン）でも、観察者（スミス）でもありえる<sup>66)</sup>。つまり、ゲーム理論的社会規範論は行為者の直接の相互作用に社会的関係の成立を見るが、直接的に相互作用する行為者と彼らから独立した第三者からなる三者関係が「社会関係」たるべきものであろう。これは直接に相互作用する諸個人間の行為はそれだけでは、正しいとも誤っているとも言うことはできない、ということである。この立場を最も強く打ち出したが、コールマン（Coleman, 1990）である。「規範とは社会構造の属性であって、個人の属性ではない」（Coleman, 1990, p.35）。規範の生成は基本的に「外部性」の問題である。コールマンは社会規範の機能を「社会規範はどんな行為が人々の集合にとって適切で正しい（あるいは不適切で正しくない）と見なされるかを特定する」（Coleman, 1994, p.242. 374頁）ことに求め、後述する社会規範の認知的機能を認識した。

コールマンによれば、社会規範の必要性の問題は行為が「外部性」を伴うことに求められる。二者の相互行為の中で社会的最適に到達するためには、たとえ規範の導入がなくとも、「（明示的なものであれ暗黙のものであれ）二者間の交換さえあれば十分である」（*ibid.*, p.254. 393頁）との理由で、コールマンは規範は三人以上の行為者が係わる状況において出現するとした。「規範への関心が生じるのは、二者による交換では社会的最適を引き起こすことができないときである」（*ibid.*, p.255. 395頁）。

従って、コールマンにとって「行為者とその外部性にさらされる他者との間に社会関係が存在する」（*ibid.* p.278. 433頁）ことが「規範の存在により誘因を不足から超過へと転換するため」の「一つの重要な要素」（*ibid.* 同上）であり、「規範が存在するために重要となる社会構造の……構成要素は、……ある行為者の行為によって外部性にさらされる者同士の間に関係性が存在することである」（*ibid.* 434頁）。

更に、コールマンはサンクションがいかに執行されるのかをも社会関係に求めている。社会関係の中に含まれる「義務と期待」（*ibid.*, p.270. 421頁）とが「サンクションを行使するために使用できる潜在力」（*ibid.* 同上）とされ、規範を維持に必要なサンクションは行為者の「社会関係」から生まれる<sup>67)</sup>。

<sup>66)</sup> 唐突なスミスへのこの言及は、アダム・スミスの社会規範論として別稿を準備しているによりその理由が明らかとなる。

<sup>67)</sup> Bowles and Gintis (1998) は共同体による統治の概念を提出した。

「[効果的な規範への需要が満たされるための] 条件とは、規範を指示する合理的な者たちが二次フリーライダー問題を克服することである。換言すれば、その条件は、規範の受益者たちがターゲット行為者に制裁を科す費用を適切に分担できること、もしくは受益者たちの集合の中に一人以上の受益者がターゲット行為者に対して効果的な制裁を下すのに十分な二次的サンクションを生み出しえることである。この条件が生み出されるかどうかは、受益者たちの間に社会関係が存在するかどうかにかかっている」(ibid., p.273. 425-26頁)

諸個人間の社会関係(上記で定義したような三者関係)が「義務と期待」とを生み出す「相互信頼のシステム」であり、社会関係の中に含まれる「義務と期待」とが「サンクションを行使するために使用できる潜在力」であるとの考えは、共同体によるガバナンスとも言うべきである。

### ③ 社会的関係への埋め込み論

行為規則の行為者からの独立性、行為者とその外部者の観点は、要するに、社会規範を「社会的関係への埋め込み」論により説明することである。社会関係への埋め込みとは、行為者の目的行為の試みは、具体的で実際に進行する社会関係の中に埋め込まれているとするGranovetter(1985)によるが、「社会関係への埋め込み」論から見た社会規範とは以下のようなものである。第一に、個人は社会的関係(複数の直接的な相互行為にある行為者とその相互行為の外部にいる人(観察者)からなる社会関係)の中に既に置かれているので、経済的行為は社会的行為の一つであり、主体の行為選択は自己利益と社会的承認の2つの観点からなされる。これゆえに、社会規範とは、行為の「正しさ」を与える行為規則である。この立場は、例えば、社会経済学(Socio-economics)の立場である。「社会経済学は経済とは社会、政治、文化の中に埋め込まれており、自足したシステムではないことを前提とする。また社会経済学は、個人の選択は利己心の正確な計算に基づくものであるよりもむしろ、価値、感情、社会的紐帯、判断に基づくものであることを前提とする」(Coughlin and Sharp, 1991, p.3)<sup>98</sup>。

「社会的関係の埋め込み」論において社会規範とは、ゲーム理論的社会規範論が制約的機能を持つのは対照的に、認知的機能を持つとされる。認知的機能とは、社会規範が特定の社会的文脈における「行為の適切さ」(何が価値ある目的であるのか、この目的を達成するのに何が適切な行為

<sup>98</sup> 最も初期に「義務論的な多元的効用モデル(deontological multiple-utility model)」を展開したのは、Etioni(1988)であり、社会経済学の基礎をおいたEtioniは、道徳(嘘をつくな、物を盗むな、人を殺すな)と社会的価値(正義、公平、平等)の両者を含めて「規範的価値(normative values)」とし(Etioni, 1988, p.1)、これらの規範的価値とは、諸個人の「我々性(We-ness)」つまり、共同体への緊張をはらんだ帰属から生まれるとした。この帰属から、個人は、相互に還元不可能な、pleasure utility(I)とmoral utility(We)の二つの効用関数を持ち、行為選択はこれら2つの効用関数による「共同決定(codetermination)」(ibid., p.52)であり、二つの効用に基づく行為選択が「対立」した場合、道徳効用関数における規範的価値の行為選択決定における優位性を主張した。

であるのか、等)を定義する(Powell and Nee (1991); Nee (1998)) こととして説明される。社会規範を「認知的」な行為の規則とするこの立場では社会規範とは、「所与の社会において、なにが行為の、ないし社会関係の適切で正当な様式、あるいは期待された様式であるかと感じられているかを規定する規範的な行動のパターン」であり、この行為を意味づけるルール、つまり社会規範は「期待された行為のパターン」(規範的期待)を生み出すとする(Matirelli and Smelser (1990); Smelser and Swedberg, (1994); Granovetter and Swedberg (2000))<sup>99</sup>。これは明らかに非結果主義的社会規範論であり、集合体によって確立されたあらゆる信念や行為の様式を制度とよぶことができるとしたデュルケムおよび制度とは個人や社会の特定の関係や特定の機能に関する広く行き渡った思考習慣(prevalent habits of thought with respect to particular relations and particular functions of the individual and the community”)](Veblen, 1998[1899], p.190, 214頁)としたヴェブレンの制度概念に結びつく。

規範とは行為選択の規則であり、この規則に複数の行為者が従うので、行為の規則性が生まれるが、この規則はその行為選択に「正しさ」を与え、よって多くの行為者がその行為を選択する。「正しい」とされる行為規則に多くの行為者が従うことによって(規則顧慮的)行為の規則性が生まれる。この把握は、行為の類型性の成立に「あたかも規則が存在しているかのような」事態を見るゲーム理論的社会規範論の行為の規則性とは異なるものである。

以上要するに、社会的関係論的社会規範論における社会規範の機能は、1. ある準拠集団の中で、その成員に特定の社会的文脈において「行為の正しさ」に関する期待の根拠(規範的期待)を生み出し、2. この期待に基づく行為選択は、「正しい行為」(義務論)として受容される(認知される)。その結果、3. 規則に従った行為という行為の規則性がうまれる。

## VI. 終わりにかえて。社会規範論の研究プログラム

社会規範を、「ある集団内で妥当する、特定の社会的状況下で、集団内の無視し得ぬ程多くの成員によって共有される、行為選択の基準」であると定義すれば、社会規範論の研究においては以下のものが必須の考察点であろう。

第一に、社会規範は「ある行為を選択する」基準であると同時に、「ある行為を行わない」という行為選択の可能性を与えるものでなくてはならない。これまでの社会規範論では、ある社会的状況下で、ある行為を選択することを当然視してきた。しかし、社会規範は、ある社会的状況

<sup>99</sup> 社会規範の認知的機能の強調は、新制度主義社会学(The New Institutionalism in Sociology; Brinton and Nee (1998)), 組織分析における新制度主義(The New Institutionalism in Organizational Analysis; Powell and Dimaggio (1991)), 新しい経済社会学(The New Economic Sociology; Dobbin (2004); Granovetter (2000))に見られる。

下で、ある行為を「選択しない」という指示も与えることがあろう。つまり、社会規範に含まれる行為選択の指示は、ある行為を行う、と、ある行為を行わないの、2種類の指示が含まれるべきである。この観点から行為選択の契機を含まない進化ゲームを用いた社会規範論は重大な難点がある。

第二に、社会規範は「破る」ことができる、つまり、社会規範に従わないという行為選択の可能性を行為者に与えることができなければならない。社会規範に含まれる行為の指示、それが「ある行為を行う」であれ、「ある行為を選択しない」、であれ、社会規範そのものに「従わない」ということが可能でなくてはならない。この規範破りが利己心に基づくものであれ、他の要因、例えば「良心」によるものであれ、社会規範は破れることが保証されねばならない。この命題の系は、社会規範の維持にはサンクションが必要である、ということである。この点では、慣習論的社会規範論は、規則からの逸脱の要因を含んでいない。

社会規範を「ある集団の内部において」確立された行動の様式として定義するというのがゲーム理論的社会規範論の「パラダイム」である。この考えは正しい。その集団を含むより外延的な集団—社会—からみて、どれほど「反規範的」「非倫理的」であっても、その集団の内部では「規範」なのである。「社会規範は社会的利益をもたらす行為を促進することもあれば、これを阻害することもある」(Fehr and Gächter, 2000, p.518)。「囚人のジレンマ」の「自白」しないという戦略も定義上、社会規範であるが、この把握には強い違和感を感じる。

従って第三に、社会規範は腐敗する、または腐敗した社会規範が存在するという認識を与える可能性がなくてはならない。つまりこれは、社会規範論は、ある社会規範が妥当する集団外部の視点を保証するものでなくてはならないであろう。或いはある集団に属する人々が信じる社会規範を「正しくない」規範であると判断できる立場が必要である。社会関係的社会規範はこの要件を備えている。

社会関係的社会規範論は行為者の置かれた社会関係という論理（「埋め込み論」）を用いるが、これは、ゲーム理論的社会規範論が合理的選択論の立脚しているのに対し、非結果主義的社会規範論のそれは社会的関係への埋め込み論に立脚しているからである。この2つの理論の対立は、経済学における周知の「ホモ・エコノミクスとホモ・ソシオロギス」「行為の規則性がルールに従う行為か」の対立に帰着するであろう<sup>90</sup>。

以上を社会規範研究プログラムの方向付けとし、本稿では社会規範論の類型把握を行った。

<sup>90</sup> 最近の最も注目すべき社会規範へのゲーム理論による考察は認知的ゲーム理論 (Epistemic Game Theory) であろう。Gintis (2009) は社会規範の社会学モデルと経済学モデル (合理的選択) とを認知的ゲーム理論による統合理解を試みている。

## 文献リスト

- Anderson, E. (2000), "Beyond Homo Economicus; New Developments in Theories of Social Norms," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 2 (No.2), pp.170-200.
- Arrow, K. J. (1975), "Gift and Exchange," in *Altruism, Morality, and Economic Theory*, ed. by E. S. Phelps. New York: Russell Sage Foundation, pp.13-28.
- Arrow, K. J. (1996), "Preface," in *The Rational Foundations of Economic Behaviour*, ed. by K. J. Arrow, E. Colombatto, M. Perlman, and C. Schmidt. New York: International Economic Association, xiii-xvii.
- Axelrod, R. (1986), "An evolutionary approach to norms," *The American Political Science Review*, 80 (4), pp.1095-1111.
- Beauchamp, T. L., and N. E. Bowie (2001), "Ethical Theory and Business Practice," in *Ethical Theory and Business*, ed. by T. L. Beauchamp and N. E. Bowie. New Jersey: Prentice Hall, pp.1-44.
- Ben-ner, A., and L. Putterman (1998), "Values, and Institutions in Economics Analysis," in *Economics, Values, and Organization*, ed. by A. Ben-Ner and L. Putterman. Cambridge: Cambridge University Press, pp.3-69.
- Bicchieri, C. (2006). *The Grammar of Society*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Binmore, K. (1998), "A Utilitarian Theory of Political Legitimacy," in *Economics, Values, and Organizations*, ed. by A. Ben-Ner and L. Putterman. Cambridge: Cambridge University Press, pp.101-132.
- Bowles, S. (2004). *Microeconomics Behavior, Institutions, and Evolution*. Princeton: Princeton University Press.
- Bowles, S., and H. Gintis (1998), "How Communities Govern: The Structural Basis of Prosocial Norms," in *Economics, Values, and Organizations*, ed. by A. Ben-Ner and L. Putterman. Cambridge: Cambridge University Press, pp.206-230.
- Brinton, M. C., and V. Nee, Eds. (1998). *The new Institutionalism in Sociology*, Stanford: Stanford University Press.
- Burke, M. A., and H. P. Young (2011), "Social Norms," in *The Handbook of Social Economics*, Vol.1A, ed. by A. Bisin, J. Benhabib, and M. Jackson. Amsterdam: North Holland, pp.311-338.
- Camerer, C. (2004). *Behavioral Game Theory*, New York: Russell Sage.
- Coleman, J. S. (1994). *Foundations of Social Theory*, Cambridge, MA: The Belknap Press of Harvard University Press. (コールマン『社会理論の基礎』(上), 久慈利武訳, 青木書店, 2004年)

- Coleman, J. S. (1990), "The Emergence of Norms," in *Social Institutions Their Emergence, Maintenance, and Effects*, ed. by M. Hechter, K. Opp, and R. Wippler. New York: Aldine de Gruyter, pp.35-59.
- Coughlin, R. M. (1999), "Introduction: Toward an Agenda for Socio-Economics," in *Morality, Rationality, and Efficiency New Perspectives on Socio-Economics*, ed. by R. M. Coughlin. New York: M.E. Sharp, Inc., pp.3-16.
- Dobbin, F., Ed. (2004). *The New Economic Sociology*, Princeton: Princeton University Press.
- Ellickson, R. C. (2001), "The Evolution of social norms: A Perspective from the Legal Academy," In *Social Norms*, ed. by M. Hechter and K. Opp. New York: Russell Sage Foundation, pp.35-75.
- Elster, J. (1986), "Introduction," in *Rational Choice*, ed. by J. Elster. New York: New York University Press, pp.1-33.
- Etzioni, A. (1988). *The Moral Dimension Toward A New Economics*, New York: The Free Press.
- Fehr, E., and Gächter, S. (2000), "Fairness and retaliation The economics of reciprocity," *Journal of economic perspectives*, Vol.14, No.3, pp.159-181.
- Fehr, E., and K. M. Schmidt (2004[1997]), "A Theory of Fairness, Competition, and Cooperation," In *Advances in Behavioral Economics*, ed. by C. F. Camerer, G. Lowenstein, and M. Rabin. New York; Russell Sage Foundation, pp.271-296.
- Fershtman, C.,and Y. Weiss (1998), "Why do we care about others think about us," In *Economics, Values, and Organization*, ed.by A. Ben-Ner and L. Putterman. Cambridge: Cambridge University Press, pp.133-150.
- Gauthier, D. (1986). *Morals by Agreement*, Oxford: Oxford University Press.
- Gintis, H. (2009). *The Bounds of Reason*, Princeton: Princeton University Press.
- Granovetter, M. (1985). "Economic Action and Social Structure; The Problem of Embeddedness," *Americakn Journal of Sociology*, 91(3), pp.481-510. (グラノヴェッター「経済行為と社会構造：埋め込みの問題」Mグラノヴェッター『転職』渡辺深訳, ミネルヴァ書房, 1998年, 所載)
- Granovetter, M. (1990), "The Old and the New Economic Sociology," in *Beyond the Market Place*, ed. by R. Friedland and A. F. Robertson. New York: Aldine de Gruyter, pp.89-112.
- Granoveter, M., and R. Swedberg (2000), "Intoroduction to the Second Editon," in *The Sociology of Economic Life*, ed. by M. Granovetter and R. Swedberg. Cambridge: Westview Press, pp.1-28.
- Hammond, P. (1996), "Consequentialism, Structural Rationality and Game Theory," in *The Rational Foundations of Economic Behaviour*, ed. by K. J. Arrow, E. Colombatto, M. Perlman, and C. Schmidt. New York: International Economic Association.
- Hardin, R. (1982). *Collective Action*, Baltimore: John Hopkins University Press.

- Harsanyi, J.C. (1977). *Rational Behavior and Bargaining Equilibrium in Games and Social Situations*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Heath, J. (2011). *Following the Rules*, Oxford: Oxford University Press.
- Lewis, D. (2002[1969]). *Convention*, Oxford: Blackwell Publishers.
- Martinelli, A., and N. J. Smelser (1990), "Economic Sociology; Historical Trends And Analytic Issues, 1," in *Economy and Society*, ed. by A. Martinelli and N. J. Smelser. New York: SAGE Publications, pp.1-49.
- Nee, V. (1998), "Sources of the New Institutionalism," in *The New Institutionalism in Sociology*, ed. by M. C. Brinton and V. Nee. Stanford: Stanford California Press, pp.1-16.
- Osborne, M. J., and A. Rubinstein (1994). *A Course in Game Theory*, Cambridge, MA: The MIT Press.
- Ostrom, E. (2005). *Understanding Institutional Diversity*, Princeton: Princeton University Press.
- Posnar, A. E. (2000). *Law and Social Norms*, Cambridge: Harvard University Press.
- Powell, W. W. and P. J. Dimaggio, Eds. (1991). *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Rabin, M. (2004), "Incorporating Fairness into Game Theory and Economics," in *Advances in Behavioral Economics*, ed. by C. F. Camerer, G. Loewenstein, and M. Rabin. Princeton: Princeton University Press, pp.297-325.
- Raub, W., and T. Voss (1990), "Individual Interests and Moral Institutions; an Endogenous Approach to the Modification of References," in *Social Institutions; Their Emergence, Maintenance, and Effects*, ed. by M. Hechter, K. Opp, and R. Wippler. New York: Aldine de Gruyter, pp.81-117.
- Rowe, N. (1989). *Rules and Institutions*, Ann Arbor: The University of Michigan Press.
- Schelling, C. T. (2002[1960]). *The Strategy of Conflict*, Cambridge: Harvard University Press.
- Sen, A. (2004). *Rationality and Freedom*, Cambridge, MA: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Sen, A. (1998), "Foreword," in *Economics, Values, and Organizations*, ed. by A. Ben-Ner and L. Putterman. Cambridge: Cambridge University Press, vii-xiii.
- Skyrms, B. (1996). *Evolution of Social Contract*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Skyrms, B. (2004). *The Stag Hunt and the Evolution of Social Structure*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Smelser, N. J., and R. Swedberg (1994), "The Sociological Perspective on the Economy," in *The Handbook of Economic Sociology*, ed. by N. J. Smelser and R. Swedberg. Princeton: Russell Sage

- Foundation, pp.3-25.
- Sugden, R. (2004[1986]). *The Economics of Rights, Cooperation, and Welfare*, New York: Palgrave Macmillan.
- Sugden, R. (1998), “Normative Expectations and Evolution of Social Norms and Values,” in *Economics, Values, and Organization*, ed. by A. Ben-Ner and L. Putterman. Cambridge: Cambridge University Press, pp.73-132.
- Taylor, M. (1976). *Anarchy and Cooperation*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Ulman-Margalit, E. (1977). *The Emergence of Norms*, Oxford: Oxford University Press.
- Vanberg, V. J. (1994). *Rules and Choice in Economics*, London and New York: Routledge.
- Vanberg, V. J. (2006), “Rationality, Rule-Following and Emotions: On the Economics of Moral Preference,” *Papers on Economics & Evolution*. Jena: Max-Planck-Institute für Ökonomie, pp.1-21.
- Veblen, T.B. (1998[1899]). *The Theory of the Leisure Class: An Economic Study in Evolution of Institutions*, New York: Prometheus Books. (ヴェブレン『有閑階級の理論』高哲男訳, ちくま書房, 1999年)
- Vanberg, V. J. (1994). *Rules and choice in economics*, London: Routledge.
- Voss, T. (2001), “Game-Theoretical Perspectives on the Emergence of Social Norms,” in *Social Norms*, ed. by M. Hechter and K. Opp. New York: Russell Sage Foundation, pp.105-136.
- Young, H. P. (2001). *Individual Strategy and Social Structure*, Princeton: Princeton University Press.
- Weibull, J. W. (2002). *Evolutionary Game Theory*, Cambridge: The MIT Press. (ウェイブル『進化ゲームの理論』大和瀬達二監訳, オフィスカワウチ, 1995年)